

健康保険証情報及び障害者手帳情報に関する紐付け誤り事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 12 月 ● 日
個人情報保護委員会

第 1 事案の概要

本件は、個人番号利用事務等実施者である健康保険組合（以下「保険者」という。）や地方公共団体が保有する個人情報と個人番号との紐付けを行う際に、誤って別人の個人番号を紐付けたことにより、マイナポータル等のシステムを通して、本人の情報が第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した事案である。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）上の漏えい等報告義務の対象となる事態のうち、本件で問題となり得る事態としては、①要配慮個人情報¹が含まれる個人データ²又は保有個人情報³の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 7 条第 1 号及び第 43 条第 1 号）、②個人情報取扱事業者⁴において、個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同規則第 7 条第 4 号）、及び③地方公共団体において、保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同規則第 43 条第 4 号）がある。今回、保険者及び地方公共団体から、健康保険証情報又は障害者手帳⁵情報について、①又は③に該当する事態が発生したとして、漏えい等報告が提出された（②に該当する事態は報告されなかった）。

当委員会はこれらの漏えい等報告について、その内容を精査するとともに、関係者へのヒアリング等を実施した。

第 2 事実関係

1 健康保険証情報の紐付け誤り事案について

健康保険証情報と個人番号との紐付けは、保険者が被保険者から直接又は事業主を通して個人番号の提供を受け、登録処理を行うこととなっている。被保険者から個人番号の提供がない場合は、保険者が住民基本台帳ネットワークを通して氏名等により照会を行い（以下「住基ネット照会」という。）、被保険者の個人番号を取得することが認められて

¹ 個人情報保護法第 2 条第 3 項

² 個人情報保護法第 16 条第 3 項

³ 個人情報保護法第 60 条第 1 項

⁴ 個人情報保護法第 16 条第 2 項

⁵ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があるが、総称して「障害者手帳」とする。

いる。

報告された紐付け誤りの発生原因は、次のとおりである。

(1) 個人番号取得時の本人確認不足

被保険者が提出した資格取得届等に記載された個人番号が別人（家族）のものであったが、提供された個人番号の本人確認が不十分なまま、紐付け処理を行ったケースが報告された。

(2) システム登録時の入力ミス

保険者において、健康保険証情報を扱うシステムへの個人番号の入力を誤ったことが疑われるケースが報告された。

(3) 4情報未満での住基ネット照会

住基ネット照会により個人番号を取得する際、異なる個人番号が登録されることのないよう、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）により照会を行い、4情報が一致しない場合は個人番号を取得せず本人への確認を行うこととなっていた（厚生労働省通知）。しかしながら、一部の保険者においては4情報未満での照会を行い、照会結果の照合を十分に行わないまま別人の個人番号を取得しているケースが報告された。

また、住基ネット照会時に検索条件と一致する対象者が存在しない場合は、自動的に検索条件を緩めて検索が行われる仕様となっていることが十分に認識されておらず、4情報で照会を行っていたが結果として別人の個人番号を取得していたケースも報告された。

これらの原因により生じた紐付け誤りの結果、マイナポータル等を通して健康保険証情報のほか、医療費通知情報や薬剤情報等の要配慮個人情報第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した事例が報告された。

2 障害者手帳情報の紐付け誤り事案について

障害者手帳情報と個人番号との紐付けは、手帳の交付主体である地方公共団体（主に都道府県）が手帳の交付対象者から直接又は他の地方公共団体（主に管内市町村）を通して個人番号の提供を受け、登録処理を行うこととなっている。交付対象者から個人番号の提供がない場合は、手帳の交付主体である地方公共団体が住基ネット照会により個人番号を取得することが認められている。

報告された紐付け誤りの発生原因は、次のとおりである。

(1) 個人番号取得時の本人確認不足

交付対象者が提出した申請書等に記載された個人番号が別人（家族）のものであったが、提供された個人番号の本人確認が不十分なまま、紐付け処理を行ったケースが報告された。

(2) システム登録時の入力・転記ミス

地方公共団体において、障害者手帳情報を扱うシステムや台帳の交付対象者情報や個人番号を登録・更新する際に入力・転記を誤り、そのまま紐付け処理を行ったケースが報告された。

(3) 住基ネット照会時の本人確認不足

住基ネット照会により個人番号を取得する際、本人と確認できる場合には個人番号を取得することとされていた。しかしながら、一部の地方公共団体においては4情報未済での照会を行い、かつ照会結果の照会を十分に行わないまま、別人の個人番号を取得しているケースが報告された。

(4) 手帳番号の重複

障害者手帳の手帳番号をシステム上の処理のキーにしていた地方公共団体において、手帳番号が実際には一部重複していたために、障害者手帳情報と個人番号との紐付けを行った際に、交付対象者の情報が同じ手帳番号に紐付いた別人の情報として登録されたケースが報告された。

これらの原因により生じた紐付け誤りの結果、マイナポータルを通して、障害者手帳情報（要配慮個人情報）が第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した事例が報告された。

第3 法律上の問題点

1 健康保険証情報の紐付け誤り事案について

(1) 前提となる法律上の整理

ア 保険者が管理する被保険者の本人情報及び紐付けて管理される個人番号は、保険者が保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項）かつ個人データ（個人情報保護法第16条第3項）に該当する。

また、マイナポータル等を通して閲覧される被保険者の医療費通知情報や薬剤情報は、本人の病歴や医師等による診療又は調剤が行われたこと（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第3号）を内容とする記述を含むものであるから、要配慮個人情報（個人情報保護法第2条第3項）に該当する。

イ 保険者は、健康保険証情報の取扱いに関し、番号法上の個人番号利用事務実施者（番号法第2条第12項）の義務を負うとともに、個人番号を含まない個人データの取扱いについては個人情報保護法上の個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第2項）の義務を負う。

ウ 個人番号の提供を受ける際の本人確認は、事業主を通して取得する場合は事業主が個人番号関係事務実施者（番号法第2条第13項）として行う義務を負う。また、被扶養者の個人番号については被保険者本人が通常事業主に届出するものであるか

ら、この場合は被保険者本人が個人番号関係事務実施者として行う義務を負う。被保険者から直接取得する場合及び住基ネット照会により取得する場合は、保険者が個人番号利用事務実施者として本人確認義務を負う。

(2) 紐付け誤りに関する法律上の問題点

ア 番号法上の問題点：本人確認の措置（番号法第 16 条）の不備

要配慮個人情報⁶が第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した事案において、紐付け誤りの直接的な原因は、被保険者から個人番号が提供されなかったため保険者が住基ネット照会を行った際に別人の情報を取得したことである。よって、個人番号利用事務実施者である保険者について、番号法第 16 条の本人確認義務が問題となる。

番号法第 16 条は、「個人番号利用事務等実施者は、第 14 条第 1 項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定している。そして、この点について政令⁶を受けた省令⁷では、住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置として、「地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号）⁸の提供を受けること」が定められているものであるから、個人番号利用事務等実施者は、これらの機構保存本人確認情報と、個人番号と紐付けしようとしている自ら把握している個人情報とを、適切に照らし合わせ、齟齬がないように確認する義務があったものと解される。

しかしながら、保険者は、住基ネット照会を行って地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けた際、機構保存本人確認情報のうちの 4 情報全てを適切に確認しなかった等の事情により、4 情報の一部が保険者の把握する本人の 4 情報と相違していたにもかかわらず、本人の情報であると誤った判断をし、個人番号を取得し個人情報との紐付けを行っていた。

したがって、番号法第 16 条が求める本人確認措置に不備があったものと認められる。

イ 番号法及び個人情報保護法上の問題点：安全管理措置（番号法第 12 条及び個人情報保護法第 23 条）の不備

(ア) 健康保険証情報の紐付け誤り事案においては、個人番号の取得や紐付けに際し、要配慮個人情報を含む個人データが漏えいした。これは、個人番号の取得や紐付け

⁶ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 12 条第 1 項

⁷ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号

⁸ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9

の点に着目すると、個人番号の管理という番号法上の安全管理措置の問題であり、また、漏えいした個人データに着目すると、個人データの管理という個人情報保護法上の安全管理措置の問題でもある。そこで、番号法及び個人情報保護法の安全管理措置に関する本件の問題点について検討する。

- (イ) 番号法第 12 条は、個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことを規定している。そして、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の「(別添 1) 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」においては、「特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある」こと〔1〕、「特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない」こと〔2〕-B)、「安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する」こと〔2〕-C-a)、「特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む」こと〔2〕-C-e) 等が規定されている。

また、個人情報保護法第 23 条は、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを規定しており、さらに、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10 別添「講ずべき安全管理措置の内容」10-3 においては、組織的安全管理措置として、組織体制の整備、個人データの取扱いに係る規律に従った運用並びに個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しなどの措置を講ずる必要があるとされている。

- (ウ) しかしながら、健康保険証情報については、住基ネット照会による被保険者の個人番号の取得に当たり、紐付け実施当時、4 情報により照会を行い、一致しない場合は個人番号を取得せず本人への確認を行うように、厚生労働省から通知されていたにもかかわらず、4 情報の全てを適切に確認せず個人番号を取得し他の個人情報との紐付けを行う等、実態としてそれに沿った運用がされていない保険者があった。

その結果、これらの保険者においては、要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事態が生じたものである。

- (エ) したがって、これらの保険者においては、番号法第 12 条が求める個人番号の適切な管理のために必要な措置及び個人情報保護法第 23 条が求める個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置に不備があったものと認められる。

2 障害者手帳情報の紐付け誤り事案について

(1) 前提となる法律上の整理

ア 地方公共団体が管理する交付対象者の本人情報及び紐付けて管理される個人番号

は、地方公共団体が保有する特定個人情報（番号法第 2 条第 8 項）かつ保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項）に該当する。また、マイナポータル等を通して閲覧される障害者手帳情報は、本人が障害者手帳の交付を受けていること、すなわち身体障害等があることを内容とする記述等が含まれるものであるから、要配慮個人情報（個人情報保護法第 2 条第 3 項）に該当する（個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 1 号）。

イ 地方公共団体は、障害者手帳情報の取扱いに関し、番号法上の個人番号利用事務実施者（番号法第 2 条第 12 項）の義務を負うとともに、個人番号を含まない保有個人情報の取扱いについては個人情報保護法上の行政機関等（個人情報保護法第 2 条第 11 項）の義務を負う。

ウ 個人番号の提供を受ける際の本人確認は、他の地方公共団体（主に市町村）を通して申請を受け付ける場合は受け付けた地方公共団体が個人番号関係事務実施者（番号法第 2 条第 13 項）として行う義務を負う。申請を直接受け付ける場合及び住基ネット照会により取得する場合は、手帳の交付主体である地方公共団体が個人番号利用事務実施者として本人確認義務を負う。

(2) 紐付け誤りに関する法律上の問題点

ア 番号法上の問題点：本人確認の措置（番号法第 16 条）の不備

要配慮個人情報が第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した事案において、紐付け誤りの直接的な原因は、①交付対象者又は個人番号関係事務実施者である地方公共団体から提供された個人番号が別人のものであったこと又は②交付対象者から個人番号が提供されなかったため地方公共団体が住基ネット照会等を行った際に別人の情報を取得したことである。

しかしながら、本人確認義務は、直接的に個人番号の提供を受ける個人番号利用事務等実施者が負うものであるから、①のうち、個人番号関係事務実施者である地方公共団体（主に市町村）から進達された申請書に記載された個人番号が誤っていたことに起因する紐付け誤りについては、個人番号利用事務実施者である地方公共団体（主に都道府県）に番号法第 16 条で定める本人確認の措置上の不備があったとまではいえない。

したがって、①のうち、手帳の交付主体である地方公共団体が交付対象者から直接個人番号の提供を受ける場合及び②の場合について、個人番号利用事務実施者である地方公共団体について、番号法第 16 条の本人確認義務が問題となる。

番号法第 16 条は、「個人番号利用事務等実施者は、第 14 条第 1 項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定している。そして、この点について政

令⁹を受けた省令¹⁰では、住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置として、「地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号）¹¹の提供を受けること」等¹²が定められている。このことから、個人番号利用事務等実施者は、個人番号カード等の記載事項又は機構保存本人確認情報等と、個人番号と紐付けしようとしている自ら把握している個人情報とを、適切に照らし合わせ、齟齬がないように確認する義務があったものと解される。

しかしながら、本件において、地方公共団体は、住基ネット照会を行って地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けるなどした際、機構保存本人確認情報のうちの4情報全てを適切に確認しなかった等の事情により、4情報の一部が、地方公共団体の把握する手帳交付対象者の4情報と相違していたにもかかわらず、本人の情報であると誤った判断をし、個人番号を取得し個人情報との紐付けを行っていた。

したがって、番号法第16条が求める本人確認措置に不備があったものと認められる。

イ 番号法及び個人情報保護法上の問題点：安全管理措置（番号法第12条及び個人情報保護法第66条第1項）の不備

(ア) 障害者手帳情報の紐付け誤り事案においては、個人番号の取得や紐付けに際し、要配慮個人情報を含む保有個人情報が漏えいした。これは、個人番号の取得や紐付けの点に着目すると、個人番号の管理という番号法上の安全管理措置の問題であり、また、漏えいした保有個人情報に着目すると、保有個人情報の管理という個人情報保護法上の安全管理措置の問題でもある。そこで、番号法及び個人情報保護法の安全管理措置に関する本件の問題点について検討する。

(イ) 番号法第12条は、個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことを規定している。そして、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の「(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」においては、「特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある」こと〔1〕、「特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない」こと〔2〕-B)、「安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する」こと〔2〕-C-a)、「特定個人情報

⁹ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第12条第1項

¹⁰ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第2条第1項第1号、第2号、第4号

¹¹ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9

¹² 地方公共団体において、当該団体の住民基本台帳等で個人番号等を確認する方法がある。

等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署による点検を含む。）を行うこと（**2**-C-e）等が規定されている。

また、個人情報保護法第 66 条第 1 項は、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを規定しており、さらに、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-3-1-1 においては、組織的安全管理措置として、組織体制の整備、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用並びに個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しなどの措置を講ずる必要があるとされている。

(ウ) しかしながら、本件において、一部の地方公共団体では、本人確認は適切に実施されていたものの、情報連携の際の作業手順やシステム設計等において十分な確認がされておらず、結果として多数の紐付け誤りが発生したケースがあった。また、担当者一人が紐付け事務を行う等、ヒューマンエラーによる紐付け誤りを防ぐための体制が取られていない地方公共団体もあった。

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の情報については、住基ネット照会による交付対象者の個人番号の取得に当たり、情報連携開始前に速やかな登録作業を行うため、4 情報について住基ネットと突合して個人番号を取得すること、必要に応じ個別に住基ネット照会を行い、本人と確認できる場合には個人番号を取得することと、厚生労働省から通知されていたにもかかわらず、実態としてそれに沿った運用がされていない地方公共団体があった。また、一部の地方公共団体では手帳番号を個人番号との紐付けに使用しているにもかかわらず、手帳番号が重複した状態にあった等、個人番号及び保有個人情報の取扱状況の把握が適切にされていなかった。

その結果、これらの地方公共団体においては、要配慮個人情報を含む保有個人情報の漏えい等事態が生じたものである。

(エ) したがって、これらの地方公共団体においては、番号法第 12 条が求める個人番号の適切な管理のために必要な措置及び個人情報保護法第 66 条第 1 項が求める保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に不備があったものと認められる。

第 4 再発防止策

1 健康保険証情報の紐付け誤り事案について

(1) 問題点の分析

ア 個人番号取得時の手順について

保険者において、住基ネット照会の際に、4 情報未満の検索条件で検索し、該当者が 1 名であったため結果の照合が十分にされなかったケースの多くは、住所が相違

していたものである。

住所情報については、保険者が把握する被保険者の住所が住民票上の住所と異なる（不一致となる）ことが多く、検索条件として使用せず、照会結果が複数該当であった場合のみ確認に使用するといった運用を行っていた保険者があった。

また、住基ネット照会において条件に完全一致する対象者が存在しない場合は、条件を緩めて検索する仕様となっていることが十分に認識されておらず、「4情報で照会し、結果が1件であったことから正しく本人の情報を取得できた」と誤認し、照会結果との照合がなされていなかった保険者もあった。

イ 事後的な点検について

健康保険証情報と個人番号の紐付けが主に手作業で行われること、紐付けによって連携される情報に医療費通知情報等の要配慮個人情報が含まれることを踏まえると、紐付け後に誤登録を検知するための仕組みの整備や事後的な点検を行うことが必要である。しかしながら、悉皆的な点検については、十分に行われてはいなかった。

(2) 再発防止策

ア 本人確認等の措置について

個人番号取得時の本人確認については、データの正確性を確保するため、厚生労働省によって省令及び通知の改正が行われており、届出時の個人番号記載義務の明確化とやむを得ない場合の住基ネット照会時における検索条件の厳格化が行われている。これは保険者にとって紐付け誤りの発生防止に資するものであると考えられる。また、同通知においては、保険者に対し、マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底を求めており、保険者も再発防止のため、示された手順に従い健康保険証情報と個人番号との紐付け処理を行うとしている。

また、厚生労働省による省令の改正により、令和6年度以降はデータの新規登録時に全件住基ネット照会を行うことも予定されているほか、住民基本台帳ネットワークを管理する地方公共団体情報システム機構においても、紐付け誤り防止のため住基ネット照会時の検索条件等について厳格化するシステム改修が予定されている。

イ 事後的な点検について

事後的な点検については、複数の保険者で紐付け誤りが発生したことを受け、厚生労働省通知により示されていた手順と異なる方法で登録を行っていた保険者について、正しい個人番号が登録されているかの点検が本年7月末までに実施された。さらに、手順に問題があった保険者以外についても、健康保険証情報として登録済のデータ全件を対象に、本年11月までに住基ネット照会による確認を実施し、不一致項目がある場合は情報の閲覧を停止した上で本人への確認を行うこととなっており、健康保険証情報全体を通しての点検が実施されている。

当委員会においても、上記の再発防止策が適切に実施されているか、保険者及び関係機関の状況を注視していく。

2 障害者手帳情報の紐付け誤り事案について

(1) 問題点の分析

ア 個人番号取得時及び登録時の手順について

地方公共団体において、住基ネット照会の際に、4情報未満の検索条件で検索し、かつ検索結果との照合が十分に行われていなかった。また、地方公共団体によっては事務担当者が単独で作業を行いダブルチェックが実施されていなかったなど、入力誤りや転記誤りがあった場合の検知策が不十分な状態であった。

一部の地方公共団体においては、情報連携用データの作成手順や自庁システム側での設計不備があった。特に、自庁システム側の不備については、障害者手帳情報と個人番号との紐付け作業を行うに当たっての、事前の検証や、エラーとして検知するための仕組みの整備が行われていなかった。

イ 事後的な点検について

各地方公共団体において、障害者手帳情報及び紐付けた個人番号が正しいものであるか、その正確性に関して事後的な点検は十分に行われていなかった。特に、手帳番号や個人番号が同一地方公共団体内で複数人に紐付いていたケースでは、自庁システム内での照合により早期に発見できた可能性もあったと考えられるが、障害者手帳情報の紐付け誤りが発覚後に総点検が行われるまで、そうした事後的な点検作業が行われていなかった。

(2) 再発防止策

ア 本人確認等の措置について

個人番号取得時の本人確認については、データの正確性を確保するため、厚生労働省によって省令の改正が行われており、届出時の個人番号記載義務の明確化が行われている。これは紐付け誤りの発生防止に資するものであると考えられ、地方公共団体も原則として交付申請者に個人番号の提供を求めるとしている。

また、地方公共団体独自の取組として、各団体において個人番号利用事務の担当者に対し本人確認の方法に関する研修や、注意喚起が行われた。漏えい等件数が多かった団体を中心に、今後、事務手順の見直しやマニュアルの整備のほか、手作業で行っていた登録作業を自動化するためのシステム整備等も検討するとしている。

そのほか、デジタル庁は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン（以下「横断的ガイドライン」という。）」を策定しており、個人番号との紐付けを行う機関に対し、住基ネット照会を行う際の方法や本人特定の手順を示している。また、住民基本台帳ネットワークを管理する地方公共団体情報システム機構においても、紐付け誤り防止のため住基ネット照会時の検索条件等について厳格化するシステム改修を予定している。

イ 事後的な点検について

事後的な点検については、複数の地方公共団体において障害者手帳情報に関する紐付け誤りが発生したことを受け、個人番号と障害者手帳情報の紐付けを行う全ての地方公共団体で、3種類全ての障害者手帳について個別データの総点検が原則本年11月末までに行われており、発見された紐付け誤りについては順次修正作業が進められている。横断的ガイドラインにおいても、地方公共団体において総点検後も定期的・体系的に入力誤りを発見・是正する取組を行うこととされている。

当委員会においても、上記の再発防止策が適切に実施されているか、地方公共団体及び所管省庁の状況を注視していく。

第5 当委員会の対応

1 健康保険証情報の紐付け誤り事案について

健康保険証情報に関して、個人番号の取得時における本人確認措置の不備等の問題点はあったものの、本年11月末時点で当委員会へ漏えい等報告を提出した11の保険者において紐付け誤りによって要配慮個人情報第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した本人の数はいずれも1人又は2人であり、その発生原因の多くは、個人番号の取得時や入力時の手順の誤りや確認不足といったヒューマンエラーに起因するものであった。また、この点につき、各保険者においては、同様の原因での紐付け誤りが発生しないよう、規律に従った運用の徹底や手順の見直し等、一定の再発防止策が講じられている。

こうした状況を踏まえ、保険者については、番号法及び個人情報保護法に基づく指導は行わないこととする。

なお、今後、他の団体において、新たに個人情報の漏えい等が判明した場合には、当該団体に対する指導等の権限行使の可否を個別に検討することとする。

2 障害者手帳情報の紐付け誤り事案について

障害者手帳情報に関して、個人番号の取得時における本人確認措置の不備等の問題点はあったものの、本年11月末時点で当委員会へ漏えい等報告を提出した21の地方公共団体において発生原因の多くは、個人番号の取得時・入力時の手順の誤りや確認不足といったヒューマンエラーに起因するものであった。また、この点につき、地方公共団体においては、同様の原因での紐付け誤りが発生しないよう、規律に従った運用の徹底や手順の見直し等、一定の再発防止策が講じられている。

しかしながら、障害者手帳情報に関しては、一部の地方公共団体において、多数の障害者手帳情報と個人番号との紐付け誤りが発生した事例が報告されているところ、これらの事例においては、ヒューマンエラーだけに起因するものではなく、個人番号及び保有個人情報の必要かつ適切な取扱いが組織的に確保されておらず、個人の権利利益を害する

おそれが特に大きかったものと認められる。

したがって、特に、漏えい等に係る本人の数が多数であり、組織的安全管理措置に不備が認められた地方公共団体（下表参照）に対し、番号法第 33 条及び個人情報保護法第 157 条に基づき、以下のとおり指導を行った。

(1) 指導対象

地方公共団体名	報告された漏えい等に係る本人の数（人）
静岡県	100
高知県	114
長崎県	1,989
宮崎県	2,344
鳥取市	485

(2) 指導内容

ア 交付対象者から個人番号の提供を受けた際の本人確認を適切に実施すること。

イ 手帳の交付申請の受付事務等を管内市町村が行うこととなっている場合は、同様の本人確認が行われるよう周知等を行うこと。

ウ 地方公共団体のシステムに登録された個人情報の正確性を確保するための取組を継続的に行うこと。

エ 特定個人情報の取扱いの観点から、情報連携用データの作成の手順が適切なものであるか定期的に確認し、必要に応じて担当職員への教育研修を行うこと。

なお、今後、他の団体において、新たに個人情報の漏えい等が判明した場合には、当該団体に対する指導等の権限行使の可否を個別に検討することとする。

以 上